

在宅障がい者のための非常用電源確保対策事業実施要綱

(平成26年3月24日障第1827号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅障がい者のための非常用電源確保事業における非常用電源機器の保守点検・管理運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保管機器)

第2条 下記の液化石油ガス（以下「LPガス」という。）発電機等は、保健所の管理責任の下で保管する。

低圧LPガス発電機（HONDA EU9iGP）、調整機・ゴムホース5m、LPガスボンベ5Kg

松江保健所	5セット
雲南保健所	3セット
出雲保健所	5セット
県央保健所	3セット
浜田保健所	4セット
益田保健所	3セット
隠岐保健所（島前）	2セット
隠岐保健所（島後）	2セット
合計	27セット

(保管場所)

第3条 保管場所は、保健所又は保健所の指定する市町村庁舎等とし、雨風を受けない施設ができる施設（倉庫、車庫等）に保管すること。なお、市町村庁舎等において機器の保管を行う場合、保健所は、事前に保管場所及び管理体制等の確認を行い、県障がい福祉課へ報告すること。

(LPガス)

第4条 LPガスを使用するに当たっては次に掲げる事項を遵守する。

- ・LPガスボンベ（以下「ボンベ」という）は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。
- ・ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
- ・ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- ・LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のもを使用すること。
- ・ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- ・LPガスは空気より重いいため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

(非常用電源機器（発電機）)

第5条 非常用電源機器（発電機）の貸出を受け使用する者は、次に掲げる事項を遵守する。

- ・可燃性ガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
- ・安定した平らな場所で使用すること。
- ・雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
- ・ガス漏れ等がないことを確認した後に使用すること。

- ・発電機の排気が、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- ・発電機を稼働したまま移動させないこと。
- ・発電機は人工呼吸器等の医療機器の電源として直接使用せず、予備バッテリー等の充電用として使用すること。

(貸出対象者)

第6条 非常用電源機器の貸出対象者は、県内に在住の在宅で人工呼吸器等の医療機器を利用する重症心身障がい児・者、及び難病患者とする。

(貸出方法)

第7条 貸出の運用方法は下記のとおりとする。

- (1) 貸出対象希望者は事前登録申請書(様式1)を保健所もしくは市町村へ提出し、保健所は非常用電源利用者登録簿(様式2)に掲載する。また市町村は重症心身障がい児・者に対して、保健所は難病患者に対してそれぞれ災害時等個別支援計画の作成を行う必要がある。
- (2) 非常用電源利用者登録者については、市町村と保健所で情報共有する。
- (3) 災害発生時、非常用電源機器の貸出を希望するものは、市町村を通じて保健所に申し込むものとする。ただし、市町村担当者に連絡がつかない場合は、直接保健所に申し込み、後で市町村に報告することが出来るものとする。
- (4) 貸出の希望を受けた市町村は、保健所から非常用電源機器の貸出を受け、貸出対象者に搬送する。なお、市町村職員による搬送が困難な場合、災害時等個別支援計画に記載されたサービス提供支援者や貸出希望者家族等による搬送も出来るものとする。
- (5) 保健所における貸出優先順位は、原則申込み順とする。ただし、災害の状況や申込者の状況等によっては、市町村と連携し調整することができる。
- (6) 保健所及び市町村は、事前に災害発生が予測される等、必要と認められる場合には、同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、予め非常用発電機器を市町村庁舎等もしくは登録者の使用場所まで搬送出来るものとする。
- (7) 保健所において非常用電源機器が不足する状況があれば、障がい福祉課に連絡し、障がい福祉課が他保健所に搬送要請を行う。
- (8) 保健所は貸出記録簿(様式3)により、保管場所、点検状況、貸出、返却について機器ごとに管理を行う。

(回収方法)

第8条 市町村は、貸出不要となった発電機器及びガスボンベ等について保健所へ返却し、保健所職員は、機器の附属機器、本体等の状態について確認し記録する。なお、使用後は、利用者本人が使用した燃料を満充電にし、市町村はガスボンベが満充電であることを確認して保健所へ返却すること。

(保守点検)

第9条 保守点検については、保健所及び委託先の業者が年1回下記事項について行うものとする。

- ・市町村職員等へ機器取扱いについての説明又は訓練。
- ・始動確認、発電機のオイル点検、LPガスボンベの残量確認等保守に関する必要な点検。

2 市町村庁舎等において保管している機器については、点検時に保健所へ搬送し、保健所で保守点検を受けるものとする。

3 燃料の再充てん時に必要となる非常用電源機器容器の再検査については、5年に1度、委託先の業者が、上記の保守点検と併せて行う。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。